

事業主 殿

日光労働基準協会長

職長教育開催のご案内

労働安全衛生法第60条の規定により、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当するときは、新たに職務に就くことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、合計12時間以上の安全衛生教育を行わなければならないとされていますが、この度、法令改正により令和5年4月1日から、その対象業種が拡大され、これまで対象外となっていた「食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わります。

このような状況もあり、日光労働基準協会では今年度2回目となる「職長教育」を下記のとおり開催することといたしました。

つきましては対象業種となる事業場で、職長等（監督、班長、リーダー、作業長など仕事を行う上で、現場で直接指揮、命令する方）の職務に新たに就く方の本教育への参加をお願いいたしたくご案内申し上げます。

記

1. 日時 令和5年2月9日（木）～10日（金）
受付：午前8時40分 講習：午前8時45分～午後5時00分
2. 会場 日光商工会議所 日光事務所（日光市宝殿66番地1 電話0288-50-1172）
3. 受講料 会員事業場 13,500円 非会員事業場 14,500円
4. 講師 講師は、RSTトレーナーが務めます。
〔講師資格：RSTトレーナー、KYTトレーナー、労働安全コンサルタント（電気・建築・土木）、技術士（電気電子・環境・建設・総合技術監理）〕
5. 申込方法 別紙申込書に必要事項をご記入の上、受講料を添えて申し込み下さい。
（FAX可 0288-21-4047）
受付後、受講票をFAXにてお送りします。
6. 申込先 日光労働基準協会（日光市今市306-2 電話0288-21-2047）
【振込先】足利銀行今市支店 普通預金3155903 日光労働基準協会あて
7. 定員・締切日 25名定員 令和5年1月27日（金）締切（定員になり次第締め切ります）
8. その他 （1）全教育を受講した方には、修了証を発行いたします。
（2）受講票、筆記用具、昼食及び飲料水を持参してください。
（ゴミは各自持ち帰り）

《新型コロナウイルス感染症の感染防止への取組》

- ① 発熱や咳など体調不良の方は受講を見合わせて頂きます。
- ② 全員マスク着用で受講していただきます。（マスクは各自で準備）
- ③ 会場入り口において検温、体調確認、手の消毒にご協力をお願いします。
- ④ 感染の状況により、やむを得ず延期または中止となる場合があります。ご承知おきください。

以上

職長教育受講申込書(兼 受講者台帳)

(令和5年2月9日・10日)

日光労働基準協会が開催する「職長教育」に、下記の者を受講させたく
申込致します。

※協会記入欄

※修了 証番号	※受講 番号	フリガナ 氏名		生年月日
		職名		昭・平 年 月 日生(才)
		住所	〒	
		フリガナ 氏名		生年月日
		職名		昭・平 年 月 日生(才)
		住所	〒	
		フリガナ 氏名		生年月日
		職名		昭・平 年 月 日生(才)
		住所	〒	

※申込書については、台帳保存及び修了証交付のため誤りのないよう、フリガナまで記入して下さい。
 ※申込用紙が足りない場合はコピーしてご使用下さい。
 ※日光労働基準協会 FAX番号 0288-21-4047

事業所所在地 〒 _____

事業所名 _____

TEL _____

FAX _____

代表者氏名 _____

担当者氏名 _____

※ 会 員
非会員